

倉吉市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定により準用する同法第25条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和8年8月24日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者

指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第162号

所在地 大阪府中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル

名 称 株式会社イースマイル

代表者 島村 禮孝

2 更新した日

令和8年8月24日

3 更新後の指定の有効期限

令和13年8月23日まで